

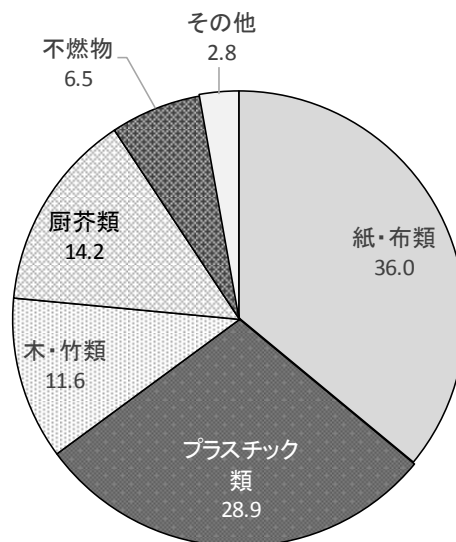
第2章 ごみ処理に関する課題の整理

1) ごみの発生・排出抑制に関する課題

(1) 可燃ごみの減量化

- 排出されるごみの中では可燃ごみが最も多く、平成21年度～平成26年度ではごみ総排出量の90%以上を可燃ごみが占めている。(P.6 参照) ごみの減量化を考える上においては、まず可燃ごみの排出抑制対策を重点的に検討する必要がある。
- 平成26年度における可燃ごみの種類組成(乾ベース)では、紙類が36.0%、プラスチック類や不燃物が合わせて30%以上を占めている(P.12 及び 図2-1 参照)。可燃ごみを減らすためには、市民アンケート(P.114 参照)からわかるように可燃ごみとして排出されている紙・布類の分別の徹底を図る必要がある。

図2-1 平成26年度の可燃ごみ種類組成



資料:可茂衛生施設利用組合

(2) 生活系ごみの排出抑制

- 生活系ごみの排出量は、19,000 t 前後を推移しており、著しい量の変化は見られませんが、平成 21 年度と比較して、平成 26 年度は 272.8 t 減少している。(P. 7 参照)
今後ごみ排出量を抑制するために、市民から排出される生活系ごみの排出抑制対策を推進する必要がある。
- 平成 25 年度における生活系ごみ排出量原単位の少なさでは、県内 21 市中 8 番目に位置している。(P. 10 参照) 今後市民一人ひとりの協力を呼びかけ、排出するごみの減量を進めていく必要がある。
- 生活系ごみの排出抑制として、ごみの大半を占めている可燃ごみの排出抑制を中心として施策を推進していく必要がある。特に、可燃ごみの中に含まれる紙類のリサイクルへの転換や、生ごみの水切りの徹底、布類の分別等の削減対策を進めて行く必要がある。

(3) 事業系ごみの管理・抑制

- 事業系ごみは毎年 7,000t 前後の排出量があり、生活系ごみを含めた総排出量の約 4 分の 1 を占めている。(P. 7 参照) 今後毎年同程度の排出量が見込まれることから、本市におけるごみ総排出量の減少に向けて、事業系ごみの排出抑制対策が必要である。
- 事業系ごみ排出量の大部分は可燃ごみであるが、その中には資源化可能物も多く含まれている。これらの資源化可能物について、できる限り資源化を図ることができるとような体制の整備が必要である。
- 事業系ごみの分別をさらに徹底することにより、不適物の除去や資源化を促進し、焼却処理を減少できるように、ごみ処理施設において搬入時のチェックや指導を強化する必要がある。
- 食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の有効利用を推進するため、今までごみとして処分されていた食品廃棄物を循環資源として再利用させていく必要がある。

2) ごみの資源化に関する課題

(1) 資源化率の向上

- リサイクル資源の収集量は、飲料用のビン・カン・ペットボトルの収集量が年々減少している。(P. 17 参照) ビンについては今後も収集量の減少が予想されるが、その他の品目については、さらなる分別の徹底による収集量の増加を図る必要がある。
- 集団回収量は平成 26 年には約 2,881.6t となり、新聞・雑誌等の紙類が大部分を占めている。(P. 18 参照) 今後もリサイクル収集が行われていない紙類や繊維類等について、エコドームや集団回収に出すよう継続的に呼びかけていく必要がある。
- 平成 21 年度以降において、資源化率は減少傾向にある。(P. 21 参照) 今後もさらなる分別の徹底や集団回収・エコドーム等の利用促進により、資源化率の向上を図る必要がある。
- 行政回収量は減少しているが、店頭回収の利用が増加している。数字に表れない分も含めた資源化率の向上のため、店頭回収を実施している店舗の把握と情報提供を行う必要がある。

(2) 新たな分別品目の検討

- 市が回収しているリサイクル資源は、ビン、カン、ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、紙容器の 5 種 9 品目であり、その他に、エコドームや集団回収において、新聞・雑誌等の紙類や繊維類等の回収を行っている。今後は、プラスチック製容器包装に関しては、焼却時においてエネルギーとして発電利用していることから、リサイクル資源回収は現状の 5 種 9 品目を前提として維持していく。
また、新聞等をエコドームまで持ち込めない高齢者等の対応策も検討する必要がある。
- 可燃ごみに含まれるもののうち、資源化可能物としては生ごみ及び草・剪定枝がある。バイオマスによるリサイクル事業も検討しており、草・剪定枝等についても資源化を進めるため、今後は分別収集について検討する必要がある。

3) ごみの適正処理に関する課題

(1) 収集・運搬に関する課題

- ごみ排出量の増加や新たなリサイクル資源の収集に対応するためには、現行体制を維持し、収集機材・人員を増やすのではなく、コスト面も考慮した上で収集の効率化を図る必要がある。
- 不燃ごみ（陶磁器類を除く）及びリサイクル資源の収集回数は月1回となっているが、分別の徹底及び資源化の促進を図るため、現行の収集回数の見直しについても検討する必要がある。
- 収集作業の効率化や安全性を確保するとともに、街の美観にも配慮するため、市民一人ひとりの排出マナーの向上に向けた普及啓発が必要である。
- 今後、高齢化が進行し、高齢者人口の増加が見込まれることや、身体の不自由等により自力でごみ出しが困難な市民を支援するため、ボランティアの協力等によるごみの出しやすい環境整備について検討する必要がある。

(2) 中間処理・最終処分に関する課題

- ごみ処理については、ささゆりクリーンパークへの搬入量には大きな変化はなく、今後のごみ量やごみ質の変化にも対応して、焼却施設の安定的な稼働の維持が必要である。
- 現状では、焼却処理後の焼却灰はスラグ化し再利用を進めており、再利用品の利用先を安定的に確保する必要がある。
- ささゆりクリーンパークでは、焼却処理施設の排出ガス測定及び、熔融スラグの溶出試験を定期的実施しており、これまでの結果では特に問題はなかったが、今後も引き続き環境保全対策を実施していく。
- 陶磁器類等の不燃ごみを直接埋立している大森瓦礫処分場・兼山瓦礫処分場について、埋立残余量の状況に応じて、拡充を検討する必要がある。

(3) その他適正処理に関する課題

- 処理施設での処理が困難なものや不適當なものは、市民及び事業者に排出抑制のPRを行い、製造・販売事業者の責任のもと、民間での適正処理を要請していく必要がある。
- 豪雨や火災、震災等により建物・家財道具等の災害ごみが一時的に大量に搬入される可能性も懸念されるため、災害時におけるごみを適正に処理できる体制の確保に向け、地域防災計画、災害廃棄物処理計画において検討する必要がある。